

特定地域における産業振興機械等の割増償却（半島地域）

対象税目：法人税・所得税（国税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

- 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線交通網から離れているなどの条件不利性を抱えており、居住や経済活動に一定の制約があること等により、人口減少・高齢化が加速している。
- このため、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る民間事業の投資を促進することで、地域経済の活性化や雇用の確保を図り、人口流出を抑制する必要がある。

当該措置の政策体系における位置づけ

- 国土交通省政策評価体系上の位置付け
政策目標7 都市再生・地域再生の推進
施策目標25 都市再生・地域再生を推進する
業績指標78 半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比
- 経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）
第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現
2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応
（2）地域における社会課題への対応
（関係人口の拡大と個性を活かした地域づくり）
個性を活かした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。

② 現行制度の概要

根拠条文：（法人税）
・租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第2号
（所得税）
・租税特別措置法第12条第4項柱書及び表第2号
創設年度：昭和61年度（令和5年度から「過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法」に基づく過疎税制適用地区を除外）
適用期限：令和9年3月31日
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：無】

- 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が産業振興促進計画を作成し、主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地域（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く）における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却（5年間、償却限度額：機械・装置にあっては普通償却額の32%、建物・付属設備、構築物にあっては普通償却限度額の48%）。

減収額

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
金額（億円）	0.3	0.2	-

（出所）関係道府県への調査での確認書をもとに算出した適用額に、各年度の法人税率を乗算して減収額を算出。
令和7年度数値については、現在関係道府県に調査中。

③ アクティビティ	○ 三方を海に囲まれ、平地に恵まれない等の条件不利性によって居住や経済活動に制約があることにより人口流出が加速している半島において、当該地域における産業活動の活性化を図るため、所得税・法人税の割増償却により事業者の設備取得に係る初期負担を軽減することで、積極的な設備投資を促す。			
④ アウトプット	年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	件数	17	10	-
	適用額 (億円)	1.1	0.9	-

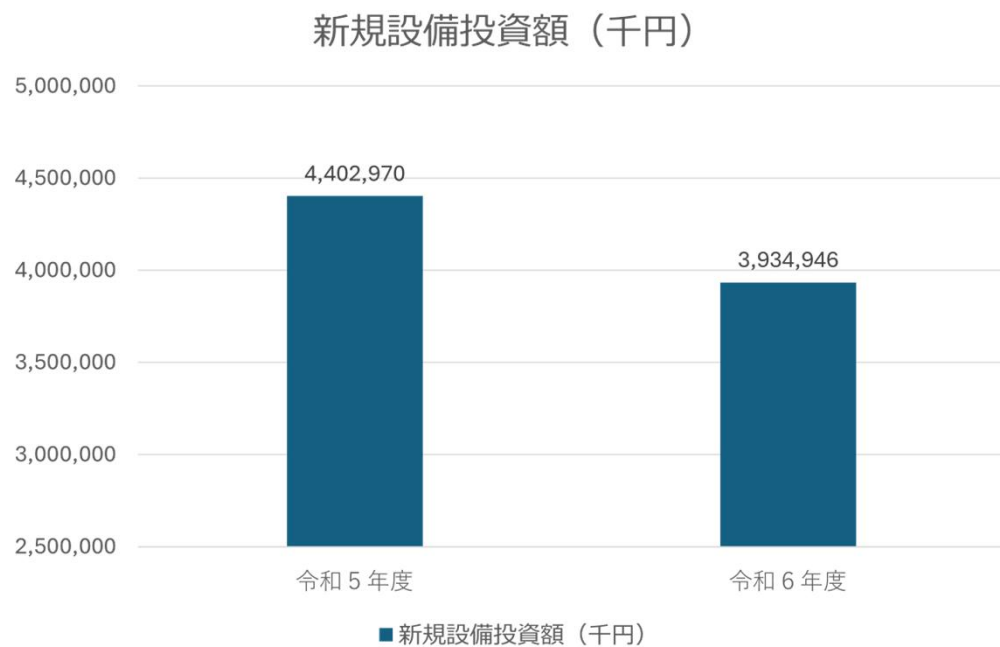
(出所) 適用件数及び適用額は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。
令和 7 年度数値については現在関係道府県に調査中。

○アウトカムに対する効果分析

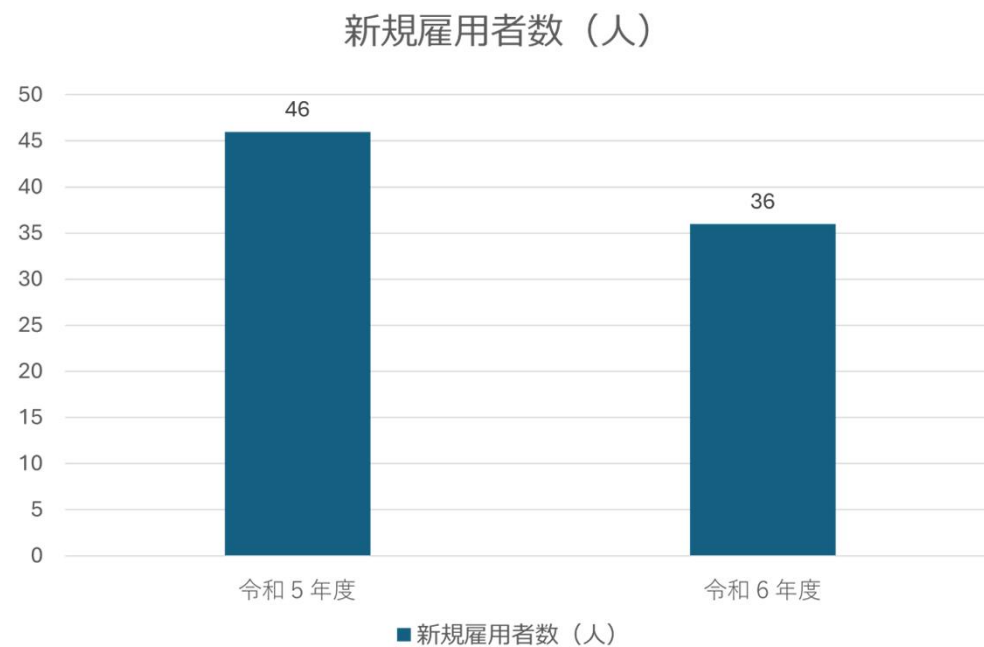
アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○ 新規設備投資を検討する事業者が半島税制の適用を受けることで、設備取得に伴い固定負担が大きくなる初年度の支出を抑制することが可能となる。その結果、本特例措置の対象となる半島地域における新規設備投資の一層の促進が図られる。
⑤ 短期アウトカム	○ 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資の促進 指標：本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額 目標値：70億円 対象期間：令和5年度～令和6年度（2年間）
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○ 本特例措置の適用により、新規事業開始時における事業者の資金負担の軽減が図られるとともに、新規設備の導入を通じた生産性の向上が期待される。これらを通じて、半島地域において本特例措置の適用を受けた事業者の経営の安定化が図られることで、廃業率の低下が見込まれる。
⑥ 中期アウトカム	○ 半島地域における廃業率の低下 指標：半島地域における廃業率が全国平均※を下回ること ※令和元年～5年の5カ年平均値 目標値：3.4% 対象期間：令和5年度～令和9年度（5年間）
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○ 半島地域において廃業率が低下することにより、事業所閉鎖に伴う雇用喪失が抑制され、既存の雇用の維持・定着が図られる。あわせて、事業の継続・安定化や事業規模の拡大を通じた新規雇用の創出が促進されることから、当該地域における雇用の維持・確保につながる。
⑦ 長期アウトカム	○ 半島地域における雇用の維持・確保 指標：半島地域において本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数 目標値：2,145人（社会減の約1割） 対象期間：令和5年度～令和16年度（12年間）

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
設備投資額：半島税制利用状況調査	本特例措置の適用を受けた事業者の設備投資額を把握することができるため。
廃業率：経済センサス	本特例措置の適用地域の市町村別廃業事業所数を把握することができるため。
新規雇用数：半島税制利用状況調査	本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用数を集計することができるため。
●分析手法：時系列分析 選定理由：複数年度の指標の推移を分析することにより、税制適用後の事業者の行動変容が、地域の自立的発展及び人口減少の抑止に及ぼす効果を検証することが可能であるため。	

短期アウトカム



長期アウトカム



○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本特例措置の適用を受けた事業者の新規設備投資額は、2カ年合計で約83.3億円であり、短期アウトカムを達成している。 令和5年度：約44.0億円 令和6年度：約39.3億円 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度の廃業率は目標値（3.4%）に近い水準で推移しており、今後も事業の継続・拡大が一定程度見込まれることから、アウトカムを達成できる見込み。 (参考) 対象期間中の廃業率 ・令和6年度：3.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き中長期的な検証が必要であるが、アウトカムの達成に向けて着実に推移している。 (参考) 対象期間中の新規雇用者数 ・令和5年度：46人 ・令和6年度：36人
② 達成できていない場合の要因	-	-	-
③ 政策効果等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実際に本特例措置を活用して最新の製造設備を導入した結果、地域外からの新規雇用や数人規模～十数人規模の新規雇用の創出を実現している事業所もあることから、投資促進及び雇用創出の両面において一定の政策効果が認められる。これらを踏まえれば、当該特例措置が、地域の自立的発展に寄与する有効性を有していると考えられる。 ○ なお、本特例措置の対象となる事業者には広く利用されており、特定の者への偏り等は認められない。 		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本特例措置は、課税の繰延べであることから、減収額相当分を直接補助金として交付する場合と比較して、最終的な国の財政負担を抑制することができる。加えて、初期投資の事業者負担を軽減することで、半島地域における設備投資のインセンティブとなり、ひいては半島地域の雇用創出という中長期的な政策効果が見込まれる。 ○ また、特例措置の対象は全業種ではなく、半島地域の産業振興及び雇用創出による人口の社会減抑制の観点から、特に政策効果が高いと思われる、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の4業種に重点化しており、半島の地域特性を踏まえた必要最小限の措置である。 		
⑤ 見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該税制を活用した事業者からは、半島税制の活用が半島地域の経済活動の活性化や雇用の創出につながるという声が上がっているなど地域の自立的発展に一定の政策効果が認められることから、引き続き現行措置の継続を含めて検討する。 		